

日精協発第 25074 号

令和 7 年 9 月 4 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

社会保障審議会医療部会委員
山崎 學

社会保障審議会医療部会の審議の在り方に関する意見書

平素より、厚生労働行政とりわけ、医療政策の推進に尽力いただいていることに対し、心より感謝申し上げます。

さて、この度、社会保障審議会医療部会の審議の在り方について、かねてより感じていた懸念を申し上げるとともに、その改善について、以下のとおり意見します。医療行政の透明性及び実効性向上に資するため、ご高配賜るようお願い申し上げます。

1. 社会保障審議会医療部会の法的立ち位置と役割

社会保障審議会は、厚生労働省設置法第 6 条に基づき設置された厚生労働大臣の諮問機関であり、「医療、年金、福祉、雇用など、社会保障全般にわたる重要事項を調査審議し、厚生労働大臣に意見を述べる役割を担う。」とされています。

そして、医療部会は、社会保障審議会令に基づき、社会保障審議会の下に設置された部会の一つである。医療部会は、特に医療提供体制の在り方や医療従事者の資格、医療機関の指導監督など、医療に関する具体的な専門事項を深く議論し、審議会全体としての意見形成に資する役割を担う組織です。

このように、医療部会は単なる意見交換の場ではなく、法律及び政令に基づき設置され、厚生労働大臣の諮問に応じ、又は重要事項を調査審議し、その結果を大臣に答申する重責を担う機関です。その審議プロセスは、医療政策の形成に直接的に影響を与えるものであり、透明性の確保に加え、実効性ある議論を経なければなりません。したがって構成員の活発な議論と意見の尊重が不可欠であると考えます。

2. 部会下部組織と検討会の位置付けについて

現状、医療部会で検討すべき事項の一部が、医政局長の私的懇談会である「検討会」において議論されていると認識しています。本来、専門的かつ継続的な検討が必要な事項については、医療部会の下部組織として専門委員会等を設置し、そこで詳細な議論を深めるべきであると思料します。

検討会は、その設置目的や性格上、特定のテーマに特化した短期的な議論に適しているとはいえ、医療政策の根幹に関わる重要な議題や、継続的な見直しが必要な制度設計などにおいては、医療部会としての責任と権限の下、より深い議論を重ねるべきであると考え

ます。

現状の運用では、検討会での議論が医療部会に「報告」される形で提示され、部会ではその内容について意見を述べるに留まっている点が、審議の形骸化を招いているのではないかと懸念があることを指摘せざるを得ません。これは、医療部会が法的根拠を持つ審議機関として、その本来の役割を十分に果たせていない状況にあると危惧します。

3. 医療部会における議論と座長一任の運用について

検討会から医療部会に報告された内容について、医療部会構成員から活発な意見が出されることは当然であります。その意見が十分に議論されず、また取りまとめに反映されることなく、「座長一任」として結論が出されるケースが散見されることに對し、強い疑問を感じています。

医療部会は、医療に関する専門的知見を有する構成員によって多角的な視点から議論を尽くし、国民にとって最善の医療提供体制を構築するための重要な役割を担っています。構成員からの意見は、それぞれの専門性に基づいた貴重な提言であり、その全てが真摯に受け止められ、議論に反映されるべきであると強く訴えるものです。

「座長一任」という運用は、部会構成員の議論の意義を希薄化させ、結果として、部会の機能不全を招くことになりかねません。これは、国民の健康と医療に関わる重要な決定プロセスにおいて、議論の透明性と多様な意見の反映を欠くことになり、医療行政に対する国民からの信頼を損なうことにも繋がりうると危惧します。

4. 医療部会の役割と機能の再定義

上記の懸念を踏まえ、改めて医療部会の役割と機能について、抜本的な見直しが必要であると考えます。

- 議論の主導権の確保： 検討会で議論された内容について、医療部会が主体的に議論を深め、必要に応じて修正や追加提言を行うことができる体制を確立すべきです。
- 意見反映の担保： 構成員から出された意見は、議事録に明記されるだけでなく、その後の政策決定プロセスにおいてどのように反映されたか、あるいはされなかったのかについて、明確な説明責任が果たされるべきです。
- 透明性の向上： 検討会の議事内容や医療部会での議論の過程について、国民に対してより一層の透明性を確保し、情報公開を進めるべきです。

医療部会が、その本来の目的である「医療の質と安全の確保」「国民の健康増進」に真に貢献できる、法律及び政令に基づいた審議会としての責任を果たすためには、上記のような改善が不可欠であると確信致します。

本意見について前向きに検討いただき、医療部会の審議の在り方について、改善に向けた具体的な措置を講じていただきたく、切に願う次第であります。

以上